

寒川町条例第 号

寒川町自治基本条例の一部を改正する条例

寒川町自治基本条例(平成18年12月15日条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条 町は、まちづくりの指針(前条で定める指針をいいます。以下同じとします。)を実現するため、総合計画(町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画)に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。